

令和5年第4回 飯塚市議会会議録第6号

令和5年7月6日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第17日 7月6日（木曜日）

第1 常任委員会委員長報告

- 1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）
 - （2）議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例
 - （3）議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
 - （4）議案第49号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- 2 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例
 - （2）議案第48号 変更契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）
 - （3）議案第50号 市道路線の認定
 - （4）議案第51号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

第2 常任委員会の閉会中の継続審査事件

第3 特別委員会の設置

第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（議員定数のあり方に関する調査特別委員会）

第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第8号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第9号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出
- 4 議員提出議案第11号 給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第12号 保育士配置の充実等を求める意見書の提出
- 6 議員提出議案第13号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第9号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第10号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）
- 3 報告第11号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
- 4 報告第12号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市下水道事業会計）

- 5 報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）
 - 6 報告第14号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
 - 7 報告第15号 事故繰越し繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）
 - 8 報告第16号 令和4年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越
 - 9 報告第17号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越
 - 10 報告第18号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況
 - 11 報告第19号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況
 - 12 報告第20号 令和4年度 児童虐待に関する状況の報告
- 第7 署名議員の指名
第8 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託してありました「議案第44号」から「議案第51号」までの8件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けておりました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、社会福祉総務費、生活応援クーポン券発行事業費について、生活応援クーポン券発行等業務委託料はどのような業務内容なのか。また、どのような契約方法を予定しているのかということについては、業務内容は、クーポン券の印刷を含んだ業務委託であり、契約方法は、給付対象となる世帯を抽出して、迅速に支給するため、緊急を要するものと判断しており、昨年度クーポン券発行等業務を委託した業者と随意契約を行いたいと考えているという答弁であります。

次に、随意契約とせずに契約を行った場合、どのくらいの期間を要するのかということについては、最低でも契約締結までは1か月を要し、それから準備に着手することから、早くても9月上旬の支給になると考えているという答弁であります。

次に、利用期間が令和5年12月末までとなっているが、利用期間を延長することで、別にクーポン券の印刷のみを契約することはできないのかということについては、非課税世帯のクーポン券発行分が国の施策であり、令和6年3月末までに事業を完了する必要があることから、利用期間を令和5年12月末までとしており、少しでも早く市民の方々にクーポン券が渡るようにするため、クーポン券の印刷を含んだ随意契約を行いたいと考えているという答弁であります。

次に、地域振興費、地域公共交通燃料費等高騰対策支援事業費について、この支援金の算定はどのように行ったのかということについては、燃料費高騰前と高騰後の令和5年2月頃の価格の差額を基に算定を行ったという答弁であります。

また、審査の過程において、今回の補正予算に計上されている支援する業種のほか、支援の要望書を出されている団体があることから、しっかりとコミュニケーションをとって、支援を行ってほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」、「議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」及び「議案第49号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」、以上3件については、執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、「議案第44号」、「議案第45号」及び「議案第46号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「令和5年度 一般会計補正予算（第2号）」についてであります。マイナポイント申込支援業務委託料1352万円は、個人番号カード、つまりマイナンバーカードの普及・促進を目的にしたものとの説明であります。飯塚市における交付状況は、5月末で9万2247人、72.9%です。マイナンバーカードをめぐる大混乱と、危険性の表面化について、読売新聞は「見直しは今からでも遅くない」と6月7日付で、西日本新聞は「マイナンバーカード 用途拡大いったん凍結を」、毎日新聞は「混乱続くマイナカード 拙速排し立ち止まる時だ」、朝日新聞は「マイナ保険証 『一本化』強行許されぬ」と6月9日付で、それぞれ社説に書いています。岸田政権は、保険証廃止を強行することにより、マイナンバーカードの取得を事実上強制するために、重大事故をひたすら隠し続け、国民の苦境に付け入るかのように、莫大な税金をばらまいてマイナンバーカードの普及を強引に進め、本市は、これに深く関わることになったわけであり、マイナポイントの取得を希望する市民に対し、既に明らかになっている事故など、危険性を説明することなく、保険証までのひもづけを進めることは、地方自治体の行為としては、適正さを欠くに至っています。このような予算計上は認められません。

生活応援クーポン券発行事業費16億1671万1千円についてです。今回補正は、非課税世帯2万5千世帯に3万円分、課税世帯4万世帯に2万円分をそれぞれゆうパックで、クーポン券を世帯主宛てに発送するためのものです。市民に15億5千万円分のクーポン券を届けるために、競争入札を行わない随意契約による委託によって、官民出資の資本金10億円の福岡ソフトウェアセンターに3200万円、日本郵政に3342万5千円が渡ります。国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援額7億7565万8千円。推奨事業4億1670万7千円、合わせると11億9236万5千円です。今回、非課税世帯とともに、課税世帯を支援の対象としたことは、一歩前進です。生活保護世帯の保護費からクーポン券分を差し引かない、収入認定をしないことは当然です。これらは、市民の要求、議会における論戦が反映したものと言えます。本市は、コロナ禍の下でも、財政調整基金、減債基金、ふるさと応援基金、公共施設基金など、財政調整に使えるお金は、基金は、各年度末で150億円から190億円で推移しています。非課税世帯、課税世帯に格差をつけず、もっと金額を増やすだけの財源はあります。物価高騰の下で、多くの市民が求めているのは、電気代、ガス料金、水道代、携帯代、病院代、家賃、そして今日の食料品、さらに国民健康保険税の支払い、介護保険料や学校給食費、これらに対応できる現金であります。昨日も電気が止められて、懐中電気で過ごしているという高齢の女性から「1万円があれば」とSOSの電話がありました。とりわけ、低所得世帯が現金給付を求めていることを、市長は百も承知の上で、クーポン券にこだわるのはなぜでしょうか。今からでも、ぎりぎりの暮らしにある市民に現金給付を行う緊急の手だてが必要であります。

生活保護基準改定、令和5年10月に伴うシステム改修149万6千円についてであります。前回改定に関わるシステム改修の補正予算審査において、5年前ですけれども、私は総務委員会での審査で、行政システム九州とのクラウド利用契約が、原則禁止としているにもかかわらず、再委託が契約に違反して行われていた事実を明らかにいたしました。現在、再委託の合理性、必要性について、妥当かどうかがまともに検討されているか、全ての事業について、個人情報保護の視点から真剣な検証が求められます。また、生活保護において、物価高騰対策として2年間、1人当たり月1千円の加算が行われることは、新型コロナウイルス感染症流行からの市民の要望や議会論戦、本市の努力が反映したものであります。必要に応じて加算の増額を要望するように求めておきます。

次に、「飯塚市職員の特殊勤務手当を廃止する条例」についてであります。新型コロナウイルス感染症を第8波の動向などから、第5類へ変更したことなどを理由にしたのか、人事院規則の改正に漫然と従った廃止提案と言わざるを得ません。既に、第9波に入ったと指摘される現状において、あえて廃止する理由は全くないのであります。

次に、今回、「市税条例の一部を改正する条例」についてです。来年1月1日から施行の森林環境税の導入に伴うものであり、認められません。森林環境税は、森林経営管理法に基づき、地方自治体が新たに行う事務や事業の財源に充てるため、森林環境譲与税として配分されます。しかしながら、この税金は、2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税の看板をかけ替えて取り続けるもので、森林のCO2吸収減対策や公益的機能の恩恵を口実に、国やCO2排出企業が引き受けるべき負担を国民個人に押しつけるものであります。森林環境税及び森林環境譲与税は、森林整備の安定的な財源確保策としてはふさわしくありません。国の一般会計における林業予算を充実し、需要のある自治体への地方交付税を拡充することこそが求められているのであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第49号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

経済建設委員会に付託を受けました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市立病院が地域医療支援病院の承認を受けることによって、どのようなメリットやデメリットがあるのかということについては、メリットは、地域の医療機関との機能分化をさらに推進し、紹介外来制の仕組みづくりを強化することで、救急対応の機能に支障が出ないようにすることや、医師の働き方改革の観点から、医療スタッフの負担軽減が図られていくこと。デメリットは、紹介加算料が、初診の場合には7千円、再診の場合には3千円の負担が必要となることである。ただし、かかりつけ医の紹介状を持参された方や緊急搬送された方、国の公費負担医療制度受給者の方については、これまでと同様に紹介加算料は不要となっているという答弁であります。

次に、現在、かかりつけ医の紹介状なしで来院される方はどのくらいいるのかということについては、令和4年度の受診患者数17万7492件に対して4208件で、約2.4%の方が紹介状なしで来院されているという答弁であります。

次に、紹介加算料はどのように決定されたのかということについては、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」第一の三に基づき、初診の場合は7千円、再診の場合は3千円としたという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 変更契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）」については、執行部から議案書並びに資料として提出された、競走場メインスタンド整備工事 契約変更に係る計算書、工事請負契約約款（抜粋）、建築費指数（建物種類：事務所S造）に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、幅員4メートルの道路が含まれているが、市道に認定することについては問題ないかということについては、問題はないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、執行部から補正予算等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、令和4年度の黒字がおよそ9900万円ということだが、黒字の要因は場外発売所の売り上げによるものなのかということについては、飯塚オートレース場は、全体の収益で計算していることから、特に場外発売の売り上げによるものとは言えないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第47号」、「議案第48号」、「議案第51号」に反対の立場から討論を行います。

「飯塚市立病院事業条例の一部を改正する条例」は、紹介状のない患者について、初診加算料

を1650円から7千円に引き上げ、新たに再診加算料3千円を設定するものであります。これは、地域医療支援病院として承認されたことに伴い、健康保険法の規定により徴収が義務づけられる選定医療に関わる利用料金の改定であると、こういう説明がありました。医療機関の機能、役割に応じた適切な受診を行い、患者の待ち時間や勤務医の診療などに過大な負担が生じることは、避けなければならないのは当然であります。飯塚市立病院においては、紹介状がないままの受診により、特別な負担を徴収したのは、2022年度は4208人です。これは全体の2.4%です。かかりつけ医を持つことは、市民の中で既に定着しつつあり、さらに高額な負担を求める道理はありません。市長は、今回改正を行わず、市立病院の設置者として、国に対して、是正を求めてしかるべきであります。

次に、オートレース関連2議案についてです。総事業費36億円に何の展望があるのかと、市民の批判を浴びている競走場メインスタンド整備事業であります。競走場メインスタンド工事請負に関する変更契約の締結は、現契約金額25億2670万円に、約1億9916万7439円を加え、契約金額を26億2586万7439円とするものです。物価の変動等による諸経費の増に伴うものとの説明です。現契約は昨年1月14日で、議決は同年3月18日です。去る6月29日、本会議における議案質疑に対する答弁をつなぎ合わせれば、この間の経過については、現契約締結から12月が経過しないのに、どういう事情があるかはいまだ不透明ですが、飯塚市は元請業者である松尾建設と協議を開始し、合意を成立させた上で、この元請業者に請負代金額の請求文書を提出させると、これを速やかに了承したことが浮き彫りになります。この協議の時期は、新体育館移動式観覧席に関する入札をめぐる官製談合疑惑について、本市議会が百条調査を行っている時期に重なります。

ところで、工事請負契約約款第26条、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更は、第1項で、発注者または受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができるとしているのであります。第2項においては、発注者または受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来高部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1千分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならないとしています。経済建設委員会に提出された資料では、出来高の文字に誤りが見られました。第3項は、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して決める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が決め、受注者に通知するとしています。第4項は、第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとするとしているわけであります。

この際、私は、この変更契約議案の審査について、本会議における私の議案質疑が、工事請負契約約款に関する質疑の途中で遮られる一方、詳細な審査を行うべき経済建設委員会において、質疑がゼロであったことは、チェック機関としての市議会の役割が発揮されているか、市民の信用を失いかねないものであります。工事請負契約約款に基づく視点から、市民と共同したチェックが引き続き必要です。経済建設委員会に提出された競走場メインスタンド整備工事契約変更に関わる計算書には、スライド代金に落札率を掛けた記述がなく、政治家等の関与を懸念した本会議における私の議案質疑に対する答弁との矛盾が見られます。

「小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、前年度繰上充用金5億9833万1千円が注目されます。公営ギャンブルを利潤追求を目的とする民間企業に一括委託

することは認められません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

「議案第48号 変更契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）」に関して、反対の立場から意見を申し上げます。

今回、私なりにこの本件を要約いたしますと、今回の整備工事で、物価の増減や賃金の増減があった際には、行政サイド、受注者の建設会社の双方から、金額の増減を提示できると。すなわち、物価が上がったときには、受注者の建設会社からちょっと金額を上げてくれという請求ができる。行政側からすれば、物価がすごく下がったときには、利益が出過ぎるので、契約を下げてくれと、そういったことができるというふうに理解しております。

今回、私、執行部の皆様や経済建設委員会の皆様が、しっかりと議論したと理解しておりますので、この1億円弱の増額について、金額が多い少ない、こういった意見はございません。

一方でぜひご検討いただきたいのは、どういう場合にこの工事金額というのが、受注者から申出があったときに、金額として上げるのか、あるいは、どういう場合に市役所から、行政サイドから、物価が下がったので受注金額を下げてくれと、こういったガイドラインというのが必要なんではないかと思っております。経済建設委員会を傍聴している範囲では、こういったガイドラインがないと理解しております。このガイドラインがなければ、様々な市役所からの発注がある中で、ある受注者に対しては金額を上げる、ある受注者に対しては金額を上げないと。市民にとってかなり不平等に映るのではないかと考えております。前提として、様々な公共事業の金額につきましても、専門的なご判断で、根拠を持ってご判断されていると理解しておりますが、市民の側から、しっかりと専門的な判断をされていると理解いただくために、こういう場合には市役所から減額を求めます、こういった場合には増額を受け付けますといった一定のガイドラインがあるほうが、市民の方から見たら、フェアな、公正な行政に映るのではないかと思っております。金額というよりガイドラインについて、ご検討いただきたいなという趣旨から、ご意見申し上げました。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第48号 変更契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第50号 市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第51号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議

員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「常任委員会の閉会中の継続審査事件」を議題といたします。会議規則第105条の規定により、総務委員会から「入札制度について」及び「情報公開について」、以上2件を、福祉文教委員会から「虐待の予防事業について」及び「図書館について」、以上2件を、協働環境委員会から「自然環境保全対策について」を、経済建設委員会から「産業振興について」を、閉会中の継続審査事件として、それぞれ調査終了まで付託していただきたいとの申出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査事件については、各常任委員会からの申出のとおり、それぞれ付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「特別委員会の設置」を議題といたします。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」、付託事件は「議員定数のあり方について」、付託期間は「付託事件の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる」とし、委員定数を28名とする特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって特別委員会の名称は「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」、付託事件は「議員定数のあり方について」、付託期間は「付託事件の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる」とし、委員定数を28名とする特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本市議会議員の全員を指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本市議会議員の全員を議員定数のあり方に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長互選をいたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前11時51分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。正副委員長が決定いたしましたので発表いたします。委員長、私、1番 江口 徹、副委員長、2番 兼本芳雄議員であります。

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。28番 道祖 満議員。

○28番(道祖 満)

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を次のように定める。現行28名を24名とする。

提案理由といたしましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、飯塚市議会の議員の定数を24と定めるため、本議案を提出するものであります。

今年の4月に飯塚市議会議員選挙が行われましたけれど、福岡県内の政令都市を除く人口8万人以上の自治体の議員数と、議員1人当たりの人口の状況を比較してみますと、飯塚市議会の議

員定数は、24人でも議会運営には差し支えないと考えます。現在、令和5年5月末の飯塚市の人口は12万5282名でありますけれども、2025年の飯塚市の将来人口は、市の独自の推計では、12万3148人で2134人の減少が見込まれております。また、九州経済調査協会の推計では、2025年の飯塚市の人口は12万2211人で3071人減少するというふうに予想されております。

2019年6月市議会で定数を28人から24人と議決したものを市議会議員選挙の実施が翌年と近くなった2022年6月市議会で、多様な意見を聴くとの理由で、24人から28人へと戻されましたけれども、私が考えるに、議員1人当たりの人口の多い自治体の議員は、多様な意見を聴いていないのでしょうか。私は十分に聴いて、議会の運営が行われておると考えております。

コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻により、食料品、電気料金、日用品等々、幅広い分野で値上がりが続いており、さらに国では増税についても議論されております。今後、市民の皆様への負担が一層増える傾向にあります。飯塚市議会も経費削減に取り組むべきだと考えます。

なお、本条例案の審議に当たっては、本定例会において、即決することなく、議員定数の在り方について、広く市民の意見を聴いた上で、全議員による協議を行い、1年後をめどに結論を出していただくことを提案いたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第8号」から「議員提出議案第11号」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第8号」、「議員提出議案第9号」、「議員提出議案第10号」及び「議員提出議案第11号」、以上4件について、提案理由の説明をいたします。本案4件はいずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）」は、財務大臣、文部科学大臣宛てに、「薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書（案）」は、厚生労働大臣宛てに、「地方財政の充実・強化に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策及び男女共同参画）宛てに、「給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内

閣総理大臣、文部科学大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第8号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出」、「議員提出議案第9号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出」、「議員提出議案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出」及び「議員提出議案第11号 給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書の提出」、以上4件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第12号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。10番 田中武春議員。

○10番（田中武春）

「議員提出議案第12号」について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「保育士配置の充実等を求める意見書（案）」につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（少子化対策）宛てに提出したいと考えております。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第12号 保育士配置の充実等を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第13号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第13号」について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、

配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）」に、賛成の立場から討論を行います。

この意見書案は、国会及び政府に対し、第1に、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。第2に、労働者の生活を支えるため、最低賃金時給1500円以上を目指すこと。第3に、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。この3点を求めるものであります。

まず、最低賃金の引上げの要望の視点から述べます。4月の消費者物価は、前年同月比3.4%増と20か月連続で上昇しました。電気料金などライフライン、食料品など生活必需品の高騰は、特に低所得層への大きな打撃となっています。物価高騰がすさまじい勢いで進んでいる現在、最低賃金の大幅引上げは、極めて切実であります。時給1500円未満の労働者は、全国2823万人とされています。労働運動総合研究所は2月、時給を1500円に引き上げた場合、国内生産額は17.9兆円引き上がり、新たに106.6万人の雇用が生まれ、国内総生産（GDP）が1.9%上昇するとの試算を明らかにしています。日本商工会議所等の調査によると、最低賃金を引き上げるべきと回答する中小企業は、2021年の28.1%、2022年の41.7%、2023年の42.4%と増加を続けています。一方で、引き下げるべき、現状の金額を維持すべきの合計は、2021年の56.6%、2022年の39.9%、2023年の33.7%と減少傾向であります。最低賃金の引上げには、社会保険料の負担軽減や賃金への直接支援など、中小企業への支援が不可欠です。例えば、500兆円にも及ぶ大企業の内部留保への、5年間で10%の時限的課税により生まれる総額10兆円の財源で、支援を抜本的に強化することもできます。

次に、全国一律の最低賃金制度の要望の視点について述べます。最低賃金の最高額の東京都、1072円と、青森県など10県、853円では、2割ほどの差がついていますが、最低生活費、都市は住居費が高いものの、地方は、自動車を利用する人が多く、維持費などがかかることなどから、ほとんど差がないという調査もあります。現在の最低賃金制度は、各都道府県をランクごとに分けて目安を示し、各地の地方最低賃金審議会が最低賃金額を決定します。中央最低賃金審議会は、この4月、ランク区分を4段階から3段階にする報告書をまとめましたが、格差の迅速な解消は望めない状態です。こうした中で、地域間格差の解消に向けて、法改正を求める世論が大きく広がり始めています。日本弁護士連合会も4月、会長声明を発表し、目安制度に変わる抜本的改正案として、全国一律制実現を求めています。

ここで紹介したいのは、自由民主党最低賃金一元化推進議員連盟が、2019年2月に発表した、10項目にわたる最低賃金の在り方に関する提言であります。この提言は、全国一律の最低賃金制度の有効性を最低賃金を水準の高いほうへ押し上げることを念頭に、経済的視点、国土計

面的視点から強調し、その上で、中小企業の支援の重要性について、次のように述べています。

「他方で、全国一律の最低賃金を採った場合、地方の中小企業をはじめ雇用者がその負担に耐えられるかという点は解決すべき重要な課題である。現在、中小企業の賃金引上げ等生産性向上に向けた国の支援策として、業務改善助成金がある。これは事業所内最低賃金を一定以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成するものである。しかし、この助成の利用実績はやや低調にとどまっているほか、飲食や小売店舗販売等の労働では、設備投資が直ちに生産性向上につながる事例は限られると推測される。このため、賃金や社会保険料の支払いを直接助成する等の新しい助成の方策も、各国の事例も参考にしながら、今後の検討に値する。事業の公正な競争の確保という観点からは、下請け適正取引対策も重要と考えられる。特に、中小の事業者が労務コストを適正に価格に転嫁できる仕組みを整えることが不可欠である。」さらに、このように続けています。「いずれにしても、事業者が、長期的な展望をもって賃金を上げることを可能にするためには、例えば10年程度の経過期間を設けて、安定的に継続する支援施策が必要である。その場合の財源については、例えば大企業の内部留保（利益剰余金）に注目することもあり得る。450兆円を超える内部留保に0.5%を毎年課税することで2兆2500億円の資金が捻出できるという試算もある。これを中小企業の支援に充てるという対応策もあり得るのではないかという意見もあった。」と続けているわけです。

以上を述べまして、最後に、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）」に、ぜひともご賛同いただきますようお願いし、私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第13号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「報告第9号 専決処分¹の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靄迫博史）

「報告第9号」専決処分について、報告いたします。この件につきましては地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償額の定めること及びこれに伴う和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書28ページをお願いいたします。本件事故は、市道路面にできたくぼみを通行した際、車体フロントバンパーが路面と接触し、バンパー前面及び下面を損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が30%であり、損害賠償額は1万2540円となっております。

道路の点検、補修につきましては、広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第10号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）」、「報告第11号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」、「報

告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）」、「報告第14号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」及び「報告第15号 事故繰越し繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）」、以上5件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「報告第10号」、「報告第11号」、「報告第13号」、「報告第14号」、「報告第15号」につきましてご報告いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。「報告第10号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

31ページをお願いいたします。一般会計におきましては10款、教育費、5項、社会教育費の文化会館改修事業を令和5年度に逡次繰越したものでございます。

32ページをお願いいたします。「報告第11号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

33ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計におきまして、1款、競走費、3項、管理費のメインスタンド整備事業を、令和5年度に逡次繰越したものでございます。

36ページをお願いいたします。「報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

37ページをお願いいたします。一般会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間の関係などにより、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりました2款、総務費、1項、総務管理費の穂波庁舎改修事業から11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費の各所農地災害復旧工事までの22件を令和5年度へ繰越しをしたものでございます。

39ページをお願いいたします。「報告第14号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

40ページをお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計におきましては、着手時期と事業に必要な期間の関係などにより、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりました1款、競走費、3項、管理費の試走路東側防音壁設置工事を令和5年度へ繰越しをしたものでございます。

41ページをお願いいたします。「報告第15号 事故繰越し繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告を行うものでございます。

42ページをお願いいたします。一般会計におきまして、8款、土木費、2項、道路橋りょう費の各所改良工事につきましては、工事用機械の故障により、年度内に完了しなかったため、10款、教育費、5項、社会教育費の文化会館改修事業器具費につきましては、半導体不足により、一部物品の納品が年度内に完了しなかったため、令和5年度に事故繰越をしたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

42ページの令和4年度 飯塚市事故繰越し繰越計算書中、文化会館改修事業器具費の説明欄

に半導体不足等によりということがあり、今説明がありました。これについては既にリニューアルオープンしておりますので、手当がついてのことだと思えますけれども、具体的にどのようなものがどの程度不足しており、いつ調達できたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

この文化会館改修事業器具費につきましては、飯塚市文化会館展示ホールで使用します音響設備機器を購入するものでございます。このうち、デジタルミキサー機器につきましては、半導体が使用されておまして、こちらの納入が遅れたため、繰越しをしたものでございます。こちらの物品につきましては、令和5年5月2日に納品がされまして、検収のほうを行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その相手方は、どこですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

ユゲデンキ株式会社でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

半導体不足によりというのは、ユゲデンキさん、具体的にどういったことだったのでしょうか。メーカーから調達ができなかったということなんですよね。そのメーカーはどこですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

メーカーにつきましては、株式会社ヤマハミュージックジャパンでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

「報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市一般会計）」についてお伺いたします。37ページに計算書が出されています。上から2行目、市有財産売却事業アスベスト含有測定調査委託料の対象施設について教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

対象施設でございますが、4か所ございまして、颯田体育館、颯田武道館、颯田市民プール、颯田児童館となっております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

この対象施設は、今年度末に売却方針が決定されておられますが、4つとも全て用途廃止した普通財産なのか、また、所管は財産活用課なのか、お伺いたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

いずれの施設も普通財産にはまだ落としておりません。所管でございますが、まず、颯田武道館につきましては、健幸都市推進課となっております。児童館につきましては、子育て支援課、颯田市民プール、颯田体育館につきましては、両方とも健幸都市推進課となっております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

先日の委員会で質疑をさせていただいた際に、用途廃止をするときには普通財産に所管替えをすると。ただし事務が遅延している物件があるので、行政財産のままのものがあるが、早急に普通財産へと所管替えをするという答弁をいただきましたが、その中の4つがこれに当たるという理解でよろしいですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

少し訂正をこの場でさせていただきますけど、遅延ということで申し上げておりましたけれども、行政課題、いわゆる利活用についての課題を解消するための期間が遅れているということでございます。これにつきましては、今繰越しをしておりますが、アスベスト調査が完了し次第、普通財産に用途を落とすという手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

ごめんなさい。整理させてください。もう既に今年度末、売却の方針を決定されておられるのに、まだ行政財産でお持ちであると。そのアスベスト調査のこの費用の予算化は、各所管課ではなくて、財産活用課でやっているのだと。そういう矛盾があると思うのですが、それで間違いないですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

今おっしゃるように、本来であれば各所管のほうで予算計上すべきでございますが、ここにつきましては一体的に売却を検討したいというふうに考えておりましたので、財産活用課のほうで予算を計上して、委託を実施しているところでございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

そもそもこの4つについては、全て用途廃止がなされているんですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

設置条例といたしましては、廃止をいたしております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

用途廃止すると同時に普通財産に所管替えをします。これが一連の手続のルールではないんですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

規則では、条例を廃止いたしました時点で規則上では普通財産に落ちるといふような答弁をさせていただいたと思いますが、先ほども申し述べましたように、跡地・跡施設については、利活用がないかとか、売却方針を決定するまでの間、例えば、例を挙げますと、颯田の福祉センターにつきましては地元要望がありまして、普通財産に落とした中で、貸付けを行っているというような事例もございます。それで、前もご説明申し上げましたけれども、公共施設というのは、長くそこに設置をされてきている背景から、利用者、それから近隣の住民の方々の意見も聞きながら、どういうふうに廃止していくかということを決めていくのに時間を要しているような状況がございます。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

用途廃止はされてあるんですかね。していなかったという答弁ですかね。ごめんなさい、聞き逃していたらお願いします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

条例としては廃止をしております、用途としては今後どういうふうにも利活用していくかということで協議をしておりますけれども、用途としては廃止はしております。

○議長（江口 徹）

25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

用途廃止される前に今言われている利活用の検討ですとか、地元住民との話し合いを行うのではないんですか。

今、各所管課が持たれているということですが、所管課が、この颯田の4つの施設というご答弁ですので、この施設について聞きますが、所管課がそれぞれ持っている意味、どのような理由で持たれてあるんですか。まだほかに利活用しようとしてあるのですか、売却方針が決定されているんでしょう。なぜ財産活用課に所管替えされていないのですか。

あまり長くやっても、いけないと思いますので、用途廃止された財産を従前の担当課が正当な理由もなくそのまま持ち続けるということは、飯塚市事務分掌条例及び、その規則から逸脱し、条例違反の可能性もあるのではないかと私は思っておりますので、しかるに8月開催の総務委員会において、これらの財産管理について、正式にご報告をいただきたいのですが、これはお約束いただけますか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。執行部より答弁を訂正したい旨の申出があつておりますので、これを許します。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほど建物台帳上でちょっと答弁を差し上げました所管課になりますが、穎田体育館、穎田武道館、また穎田市民プールにつきましては、現在はスポーツ振興課の所管になっています。訂正しておわびさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。25番 上野伸五議員。

○25番（上野伸五）

しっかり要望させていただいておきます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件5件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第12号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市下水道事業会計）」、「報告第16号 令和4年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」及び「報告第17号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上3件の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

「報告第12号」、「報告第16号」、「報告第17号」について報告いたします。

議案書34ページをお願いいたします。「報告第12号 継続費繰越計算書の報告（令和4年度 飯塚市下水道事業会計）」につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の35ページ、継続費繰越計算書により、ご説明をいたします。建設改良費、浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金につきましては、翌年度繰越額の欄に記載しておりますように、8162万8千円を令和5年度へ通次繰越するものでございます。

次に、議案書43ページをお願いいたします。「報告第16号 令和4年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の44ページ、繰越計算書によりご説明いたします。改良事業費及び新設事業費につきまして、半導体関連部品の納期が遅延していることや民間工事との調整を行ったため、年度内に事業完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、合計で7019万5千円を令和5年度へ繰越したものでございます。

次に、議案書45ページをお願いいたします。「報告第17号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の46ページ、繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費につきましては、地元関係機関との協議に不測の日数を要したことや国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で1億8207万6千円を令和5年度へ繰越しをしたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

「報告第16号」の配水管改良事業費のところですが、配水施設改良事業（管路分）というところの、民間工事との調整を行ったためとありますが、これは具体的にどういうことでしょうか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

枝国地区配水管布設替（2工区）工事につきましては、近隣で行われておりました民間工事の大型車両が資材の搬入・搬出等に当水道工事で予定している箇所を通行するようになっておりましたので、そこで、民間業者とちょっと調整を図りましたけれども、なかなか合意に至らず、民間工事が完了するまで着手できなかったものでございます。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

そういった場合、工期も当然延長したということになると思いますが、これは市のほうから延長ということで、工事期間の延長をお願いしたということになりますか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

申し訳ありません。ちょっとよく聞き取れなかったので、もう一度よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

工期延長をしたわけでしょう。工期延長は、市のほうがこの工事を落札された業者さんにお願ひをされて、工期延長されたということですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

申し訳ありません。そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

それにつきましては、施工業者、それから市、双方で協議いたしました結果、工期のほうの延長をいたしております。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

ちょっと報告から外れるか分かりませんが、こういった場合、市のほうからお願ひ、民間工事との調整を図って、工期延長をしたと。次の工事が発注される場合、ここの業者は手持ちになって入れないということになりますよね。そういうこともあり得るということですよ。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

手持ちの状態ということになります。

○議長（江口 徹）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

もし次に工事が出た場合、ここは手持ちになって入れないと。そういうところには特別に何かご配慮、普通だったら工期内に終わっている。でも、そういう民間との事業のことで、市からお願ひして工期を延ばした。そして、その間に新しい工事を発注したら、その業者さんは入れないという形になりますよね。そういった場合の配慮はどういうふうにされていますか。

○議長（江口 徹）
暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

そういうときは、ちょっとこれから先、そういうことがあれば、今言ったようなことを配慮できるような検討をしていただきたいと要望しておきます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じページだと思いますが、44ページ、半導体関係の不具合と調達不具合ということの3点ありますよね。それぞれについて、事情を聞かせてください。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

まず、高区中継ポンプ場残留塩素計等改良工事につきましては、令和4年2月17日付で、横河電機株式会社から、受注業者であります有限会社丸徳電機商会宛てに納期遅延の文書が提出されております。

同じく、明星寺高所配水池塩素監視設備設置工事につきましても、令和4年2月17日付で、同じく横河電機株式会社から、有限会社瓜生電設工業宛てに、納期遅延の文書が提出されております。その内容につきましては、残留塩素系に使用している一部の部品、DC・ACコンバーター、コンデンサーなどの電気電子部品が対象となっております。

次に、太郎丸浄水場前次垂注入設備改良工事につきましては、前次垂注入設備に使用している一部の部品、タッチパネル等になりますけれども、こちらも同じく、世界的な半導体の需要の急増や原料の供給の不足などにより遅延するもので報告がっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

太郎丸は相手方はどこかありましたか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

申し訳ありません。太郎丸は株式会社水機テクノス九州支店より、請負業者である株式会社ジェイ・イー宛てに令和4年3月10日付で提出がなされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それらについては、その部品は、もう調達済みになっているのでしょうか。予定がいつとかあるのですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

高区中継ポンプ場残留塩素計等改良工事、こちらについては、納品予定として令和5年6月中ということにはなっておりますけど、申し訳ありません、私のほうがまだちょっと確認ができておりません。それと明星寺高所配水池塩素監視設備設置工事については、納入予定日が令和5年7月で伺っております。太郎丸浄水場前次垂注入設備改良工事につきましては、令和5年4月下旬に納入されて、この工事は完了しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

太郎丸はオーケーと、もうできていると。一番上の6月、2番目の明星寺が7月。これは予定どおりいきそうですか、6月と7月。6月はもう終わっていますよね。予定どおりですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

材料は予定どおり納入されるということで伺っておりますので、工事自体も工期内には完了するという確認をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

とすると、この3つについて、8月ぐらいになれば、ならなくてもですけど、現場確認ができる状況ですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

両現場とも、8月の中旬には試運転を完了させる工程で行っておりますので、大丈夫だと思います。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時 3分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「報告第18号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

「報告第18号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」について、ご報告いたします。

議案書の47ページをお願いいたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の

3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。別冊資料、令和4年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団決算書及び令和5年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業計画書及び予算書により報告をさせていただきます。

まず、決算書の1ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理業務及び受託事業として、イイヅカコミュニティセンター、飯塚市歴史資料館の管理業務に取り組んでおります。飯塚市文化会館指定管理業務は、文化会館の管理・運営業務と文化芸術振興事業の実施が主なものとなっております。1ページから6ページに、その概要を記載しております。

3ページに、自主文化事業（文化芸術振興事業）につきまして、芸術鑑賞事業、参加育成・支援事業、出前講座事業、その他（文化芸術情報の収集及び発信事業等）の4事業を実施しております。

6ページから8ページに、令和4年度に実施しました自主文化事業の実施状況を記載しております。

9ページから11ページに、令和4年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、研修等の受講状況、11ページには受託事業に係る事業概要を記載しております。

14ページをお願いいたします。令和4年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益計1億3054万5782円から、15ページ、経常費用計1億2519万8305円を差し引いた当期経常増減額は、プラス534万7477円となり、これに一般正味財産期首残高と指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億2349万669円となっております。

13ページに貸借対照表、16ページ、17ページに正味財産増減計算書内訳表、18ページに財産目録、19ページには事業団の監査報告書を記載しておりますが、内容の説明は省略をさせていただきます。決算につきましては以上でございます。

続きまして、令和5年度の事業計画及び予算についてご説明いたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、中長期的な視点に立ち、将来にわたって、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目的としております。その中で今年度は、大規模改修工事による全館休館後のリニューアルオープン記念事業の企画実施のほか、休館中に市内各地域で実施し、大変好評だった出前コンサート等の地域に出向くアウトリーチ活動も充実させながら、従来にも増して、市民の皆様の文化的要望に応えられるような魅力ある事業を展開し、飯塚市の文化芸術活動の振興を図ることとしております。また、事業団の職員体制を強化しながら、利用者サービスの充実を図り、これまで培ってきた管理運営能力をさらにブラッシュアップすることとしております。

別冊資料、事業計画書及び予算書の1ページには、令和5年度事業計画の基本方針から、1ページから7ページにかけて、事業区分別の概要を記載しておりますが、内容の説明は省略をさせていただきます。

予算につきましては、12ページをお願いいたします。令和5年度当初予算は、経常収益2億2864万6千円に対し、13ページ、経常費用計2億4401万6千円でございます。当期一般正味財産増減額はマイナス1537万円となり、前期繰越収支額である一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は277万3192円、これに指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億277万3192円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、受託収入及び施設利用料金収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、自主文化事業の実施費用等の公共施設管理運営事業費などでございます。

14ページから15ページに収支予算書内訳表を、16ページに事業区分ごとの予算額を記載しておりますが、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第19号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」の報告を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

「報告第19号」についてご報告をいたします。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書の48ページをお願いいたします。まず「報告第19号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」についてご説明いたします。別冊となっております一般財団法人サンビレッジ茜の令和4年度事業報告及び決算書の3ページ、公益事業報告をお願いいたします。公益事業計画に基づく実施事業の概要につきましては、3ページから6ページにかけて記載をしております。人工芝スキー場や茜ドームなどのスポーツ施設やロッジ、キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、子どもたちの自然体験、生活体験活動を重視する総合的な自然体験型教育施設づくりに努めております。

令和4年度も利用者増を目指し、様々な営業活動や特別プランの作成を行い、昨年度より利用者は増加しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると、利用者数は減少をいたしております。今後もより質の高いサービスの提供と効果的な運営に努めることとしております。内容の詳細につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、令和4年度の公益事業の収支決算につきまして、7ページから10ページに収支決算書を添付しております。8ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は7174万1177円。支出の決算額は、9ページの下段に記載しておりますとおり7502万5918円となっております。単年度収支といたしましては、328万4741円の赤字となっております。

10ページ、前期繰越収支差額がマイナス596万1242円となっておりますので、当期収支差額と合わせて、次期繰越収支差額は924万5983円のマイナスとなっております。

以下11ページ、12ページに貸借対照表、13、14ページに正味財産増減計算書、15ページに財産目録、16ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。17ページをお願いいたします。収益事業につきましては、食の提供等を通じて、公益事業を補完する事業であります。事業概要といたしましては、レストランの運営による施設利用者への飲食の提供などで、地域の特性を生かしたメニューの開発と顧客の確保に努めることとしております。内容の詳細につきましては省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、18、19ページに収支決算書を添付しております。収入の決算額は、18ページの中段に記載しておりますとおり1111万2069円。支出の決算額は、19ページの上段に記載しておりますとおり1207万5111円となっております。単年度収支といたしましては96万3042円の赤字となっております。前期繰越収支差額が200万1860円のプラスとなっておりますので、当期収支差額と合わせて、次期繰越収支差額は103万8818円のプラスとなっております。

以下20ページに、貸借対照表、21ページに正味財産増減計算書、22ページに財産目録、23ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、令和5年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算につきましてご説明

いたします。令和5年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、3ページから4ページにかけて、事業の基本方針及び内容について記載をいたしております。事業計画の内容につきましては、自主事業の実施、施設の整備、情報の提供、営業活動、関連施設と連携した事業、地域との連携を柱に、施設設備を有効に活用してまいります。また、総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き取り組むことといたしております。

公益事業の予算につきましては、5ページに記載しておりますとおり、収入、支出ともに8635万円となっております。詳細の内容につきましては6ページから9ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。次に、収益事業計画につきましては、公益事業の目的達成のため、食の提供等を通じて公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。予算につきましては11ページに記載しておりますとおり、収入、支出ともに1556万5千円となっております。予算明細書につきましては12ページ、13ページに記載しております。内容の説明については省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、「報告第19号」についての報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

決算書20ページ、貸借対照表があるんですけども、負債の部の中に未払金があって、前年度502万3670円が、当年度は32万4328円ということになっています。どういう未払いがどのように減ったのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時21分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

この欄の未払金につきましては、3月31日時点での未払金ということで、その内容につきましては、申し訳ありません、今手元に資料がございませんので、内容についてはお答えできません。申し訳ありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全然分からないですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

申し訳ありません。今手元に資料がございませんので、申し訳ありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資料がなかったら一つも未払金の内訳について答弁ができないですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

はい。申し訳ありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると困りましたね。資産の部に現金及び預金がありますね。普通預金に福岡嘉穂農協があります。前年度が715万6209円あったわけなのですが、当年度は119万4731円となっています。このマイナスの596万1478円の原因の主なものはどういったものですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

資産につきましては、昨年度の決算といたしましては事業収入がマイナスとなっております。そのため、手持ちの資金についてもマイナスとなっているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのぐらいの説明しかできないですか。私はちゃんとこれに基づいて発言したのではないですか。このマイナス596万1478円の原因の主なものをお尋ねしたのではないですか。もうそれ以上説明しない感じですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。本件については、ちょっと質疑については保留をさせていただきたいと思っております。「報告第20号」を先にさせていただきます。

「報告第20号 令和4年度 児童虐待に関する状況の報告」を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

「報告第20号 令和4年度 児童虐待に関する状況」について、報告いたします。本件につきましては、飯塚市の子どもをみんなで守る条例第28条の規定に基づき報告するものでございます。なお、議会への報告後は、市ホームページで公表することとしています。

報告書1ページを御覧ください。家庭児童相談、児童虐待相談の状況についてでございます。家庭児童相談の相談件数につきましては、市の家庭児童相談室が、訪問や電話などにより、直接対応した延べ件数で、いわゆる通告も含んでおります。児童虐待相談を含む家庭児童相談件数の推移は、令和4年度延べ4553件で、令和3年度延べ3560件と比べ、993件増加しており、世帯数でも、令和3年度の341世帯から110世帯増加し、令和4年度は451世帯となっております。件数が増加した要因につきましては、相談の種別を御覧いただければ明らかなように、児童虐待相談が増えているものでございます。これは、学校や保育施設、自治会等の地域を訪問し、児童虐待の取組や通告のお願いを重ねてきた中で、虐待に対する意識の高まりが通告

増につながったものと理解しております。

次に、2ページを御覧ください。2ページは、主な相談経路についての内容となっており、先ほど申し上げましたとおり、学校や保育所からの相談件数が増加しております。また、保健センターを経路とする相談につきましては、昨年度と同様、特定妊婦に関する相談が件数的には最も多くなっております。

3ページを御覧ください。3ページからは、児童虐待相談件数の推移について記載しております。先ほど説明いたしましたように、世帯数、延べ件数ともに大きく増加しており、世帯数は124世帯から184世帯へ60世帯の増、延べ件数では、1949件から2912件と、963件の増となっております。また、本市の虐待の種別では、令和3年度と同様、身体的虐待が最も多く、件数も大きく増えているのが見てとれます。被虐待児童の年齢状況でも、全ての年齢において増加しております。

4ページを御覧ください。4ページには、主な相談経路、主たる虐待者、対応状況について掲載しております。令和3年度と大きな変化はなく、実母からの虐待の割合が高く、対応状況についても、継続して支援が必要なケースが7割近くを占めており、問題の解決が非常に難しいことを見てとることができます。

5ページを御覧ください。5ページから7ページにかけては、飯塚市の体制として、子ども・家庭相談の組織・構成、設置状況と研修状況を記載しております。子育て支援課の組織につきましては、令和4年度に全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に、その福祉に関して必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、社会福祉士の資格を持つ子ども家庭支援や虐待対応専門員の増員、弁護士、医師、心理担当支援員の配置をし、子どもに関する相談体制の充実を図ったものでございます。また、新体制では、母子保健と子育ての業務を子育て支援課に集約し、保育部門を分離して、保育課を新設しております。

8ページを御覧ください。8ページから15ページにかけては、市の責務として、子どもたちに関連のある関係部署の取組を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

16ページを御覧ください。虐待の未然防止についてでございますが、市では、児童虐待早期発見のため、乳児家庭全戸訪問や養育支援等、保護者と対面し、話をすることで、早期発見、虐待防止を図っております。また、母子手帳の交付につきましては、面談できる貴重な機会として、丁寧に対応し、特定妊婦の支援につなげております。

18ページを御覧ください。情報の共有につきましては、各関係機関、自治体等との情報共有の状況について掲載しております。

19ページを御覧ください。児童虐待防止月間の取組につきましては、条例第17条において、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めており、令和4年度におきましても、令和3年度と同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、街頭啓発活動については行いませんでしたが、子どもの虐待防止講演会につきましては、「要保護児童対策地域協議会～制度とその概要～」というテーマで、福岡県弁護士会所属の弁護士による講演会を実施いたしました。

20ページを御覧ください。通告による対応についてでございますが、先ほど5ページのところで述べましたように、令和4年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、条例に基づく早期発見対応指針等により、通告があった場合の拠点の対応状況を掲載しております。まず、通告や情報提供があったケースに関する情報共有や要対協登録などを検討する拠点会議を週1回開催している状況と、通告があった際の管理職や支援員等を含めた緊急受理会議の開催状況を記載しておるものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、令和4年度 児童虐待に関する状況の報告を終わります。
○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。14番 金子加代議員。
○14番（金子加代）

何点が質問させていただきます。まず1ページ目なんですけれども、児童虐待の相談で、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、この4つに分けられております。実際には虐待は複合的なものがあると考えておりますが、それをどのように分けていくのか教えてください。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

この分け方でございますけれども、複合的な要件で、例えば、身体的虐待、心理的虐待とか、当然ながらかぶっているものもございます。その場合につきましては、主なもの、例えば、身体的虐待のほうを優先するという形で身体的虐待のほうを取り上げている、そういったことで計上しているものでございます。

○議長（江口 徹）

14番 金子加代議員。

○14番（金子加代）

また、その分類に当たりましては、何人も相談員がいらっしゃると思うので、共有するようにお願いいたします。

また、面前DVはどこに挙げられているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

面前DVにつきましては、心理的虐待で計上しております。

○議長（江口 徹）

14番 金子加代議員。

○14番（金子加代）

どのくらいの数があるかはお分かりになりますか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

申し訳ございません。内訳を今日はちょっと持ってきておりませんので、おおむねこの大部分が、面前DVの部分で占められております。

○議長（江口 徹）

14番 金子加代議員。

○14番（金子加代）

面前DVは本当に大変きついもので、ネグレクトや心理的虐待と本当にかぶっているともよく言われますので、しっかり男女共同参画推進課と共有してやっていただきたいと思っております。

そしてまた、10ページには、要保護児童、要支援児童、特定妊婦とは、というふうに、かなり細かく書いていらっしゃるで大変よく分かります。この報告書は、この議会が終わった後に公表されるということなので、多くの市民の方や市外の方にも見やすいものになるべきではないかなと思います。なので、どんなものが虐待として挙げられているのか、どんなふうに市が考えているのか、面前DVは心理的虐待に含まれるなど、説明があると分かりやすいと思いますので、それは要望いたします。

では、もう一つ、次に、この報告書は年次計画によるものだと思いますけれども、令和4年度の年次計画を見ると、コロナのために、Zoomのオンライン相談などが挙げられておりました。でも今回のこの報告書には全く載っておりませんが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

申し訳ございません。Z o o mによるオンライン相談につきましては、コロナ禍の令和3年度から運用開始しております。コロナ禍におきましては、できるだけ人との接触を避けるため、来庁しなくても相談できる体制を整えたものでございますが、実際に利用されている方はなく、実績がゼロ件であったため、報告書への記載は省略させていただいたものでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（江口 徹）

14番 金子加代議員。

○14番（金子加代）

相談が全くなかったとしても、やろうと思ったことはやはり載せるべきだと思うんですね。令和5年度もその事業はやっているんですか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

そのまま継続しております。

○議長（江口 徹）

14番 金子加代議員。

○14番（金子加代）

ぜひ、オンラインだからこそできるということもあると思いますので、工夫を重ねてやっていただければと思っております。

それから、6ページになるんですけれども、今回、配置人数が、子ども家庭支援員に社会福祉士を入れていただき、実働の相談体制が9人。子ども家庭支援員が3名と虐待対応専門員が4名、そして母子・父子自立支援員が2名で、9名が実働部隊だと思われま。令和3年が6人で、約1.5倍になって、また弁護士や医師、心理担当の方も入って、かなり充実したものにはなったのではないかと、私もよかったなと思っていましたが、実際に1ページの報告、実際のところを見ましたら、かなりやはり数が多くなっていて、実際にこれが十分なのかなとやはり考えてしまいます。そこら辺はどういうふうに考えているか、その考察はどのようにされているのか、されていれば教えてください。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

考察につきましては、説明でも申し上げましたが、条例第28条に基づき報告いたしております、考察までは記載しておりません。

○議長（江口 徹）

14番 金子加代議員。

○14番（金子加代）

この概要という取り方がどんなものなのかなと思うんですよ。せっかくこれだけの数字を並べていただいて、せっかくやっているのに、市がどのように考えてこういう結果になっているのか、また、私も令和5年の年次計画を読ませていただきましたけれど、令和4年に比べたらかなり丁寧に計画もされてありました。ということは、市がさっき説明した以上にいろいろなことを考察し、計画されたのではないかと思います。そのようなことを概要として載せていただくことで、市民の方はさらに納得するものではないかと思えます。ぜひその概要を、ただ数字を載せるだけが私は概要ではないと思いますので、ぜひ、どのように考えて令和5年をやっていくのか。PDCAですよ。このC、チェックのところを、ただの数字の羅列と言ったら大変失礼かもしれませんが、数字から相手に読ませるのではなく、実際に市がどのように考えた、チェックした

というところまで載せていくことを、分かりやすく書くことが私は概要だと考えます。まだいろいろ言いたいことありますけれども、ぜひ、今後取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

幾つかだけ聞こうと思います。資料をいただいております。4ページ、主たる虐待者ということで、その他のところに、「祖父母等」とありますね。これは「等」の中には何か特別なことがあって記載があるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

この等につきましては親族でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

民法を改正して、親の懲戒権などについてはもう駄目よということで削除されているのですが、学校現場では、指導にあたって、校長や監督責任がある人が、これは虐待ではないと思う範囲内の懲戒が与えられることになっていきますよね。私はそれも虐待だと思うんですけど、そういう意味では学校、それから学童、児童クラブ、あるいは保育所で、教師や支援員や保育士などによる虐待に関する相談とかいうのはないんですか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

昨年度自体では、そういった相談はあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

⑤主たる虐待者の欄については基本的には、起こった事象が①からずっとあるわけだけれども、その流れの中で、⑤として、その範囲の中で、主たる虐待者、これが列挙されているということなんでしょうけれども、なければならないということで、書かれないとは思いますが、少し工夫が要るのではないかなど。つまり、現実には残念なことだけれど、学校現場でも学童でも保育所でも、全国的には、虐待事例というのはあるわけで、それを捕捉する、相談を受けるというルートの道筋をつくるというか、その状況を把握するというような、状況の把握の仕方、報告の仕方というのが要るかもしれません。ちょっと難しいかもしれない。その他の中の学校とか、学童とか、保育所というのはなかなかね、とは思いますが、全国の現状から見ればそれがゼロであることが当然なので、それが分かるような状況の報告の仕方というの、⑤を改造するというか、扱うというだけではない、何かそういうのが要るのかもしれませんが、それはちょっと意見ということで。

それから、それらを含めて、早期発見という点について、そうした現場での早期発見について、何か特別に工夫していることがありますか。学校、保育所、学童について。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

特段の工夫というわけでもございませんけれども、全保育所もしくは学校等を回って、先生等

に説明してまいって、通告をしてほしいということの、こういった状況があったら通告をお願いしたいということの、疑いでもいいので、取りあえず疑いがある分は全て報告してほしいということのお願いに回ったものでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

すみません。1点お伺いいたします。4ページの主な相談経路なんですけれども、ここで子ども食堂からの相談というのはあるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

はい、ございました。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それはその他に入っているということですか。どこに属されているのかなど。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

主な相談経路で言えば、その他のところになるかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それ以外、その他で、子ども食堂以外で、どこかのところから相談があったのか、よければ教えてください。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

例えば、障がい者のサービス事業所などがここにも入ってまいります。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

分かりました。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

18ページの情報の共有のところですけど、この（2）のところの転出または転入先の住所地を所管する市区町村と情報共有ということで、ケース移管ということで書いてありますけど、これは今まで、引継ぎがうまくいかなくて、尊い命がなくなったということが結構あったと思うんですけど、この令和4年度のケース移管を受けた件数、23件とありますけれども、これは、他の市区町村から来たときには、全てそれを受け入れているのか、また改めて調査をして受け入れているのか、お聞かせをお願いします。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

ケース移管でございますので、他市町村で、ケースで持っておりましたので、必ずうちのほうで受けると。全部受けております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そうは言いながら、今までそういうことがうまくいかないで、本当に尊い命が亡くなったケースが結構あると思うので、しっかり受け入れてほしいと要望しますが、もう一つ、（4）の他市町村からの情報提供ということで、29件とあるのですけれど、この29件と上の23件という、この6件の差は、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

（2）の23件はケース移管でございましたので、ケースだったのをそのまま引き継いだ。下のほうは、ケースでなかった分、ただ気にかかる部分の情報提供があった部分で、うちが要対協に上げたという分でございます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そしたらこの29件とこの23件とは全く違う数字、全く違うケースの数字ですか。それとも29件の中に、この23件も含まれるということですか。

○議長（江口 徹）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（斎藤 浩）

失礼しました。29件の中に23件は含まれております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

先ほど質疑を保留しました「報告第19号 一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」について、答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

先ほどご質問のありました、まず1点目、未払金でございます。こちらにつきましては、まずサンビレッジ茜の事業といたしまして、収益事業と公益事業がございます。この未払金、令和3年度、前年度の分ですけれども、この未払金につきましては、収益金から公益金に資金を出す繰出金が、この金額の主なものでございます。2点目の福岡嘉穂農協の預金残高につきましても未払金がございます。この分を支払う分としてあったお金で、それが翌年度については支払ったため、少なくなっているという状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは分かりました。そこで資産の部で、流動資産、現金及び預金126万6601円、令和5年3月31日現在というのは、このとおりにですね。サンビレッジ茜の現金及び預金はこれだけということですか。

○議長（江口 徹）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

収益事業につきましてはこの金額、126万6601円となっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

サンビレッジ茜、非常に子どものスポーツですとか、野外と触れ合う非常に重要な施設だと思っております。その前提でのご質問であるのですけれども、今回見せていただいたこの事業計画を出されているかと思うのですけれども、こちらは達成していつているのかどうかというのは、どういった検証をなされていますでしょうか。

要望で終わらせていただきます。この事業計画、例えば令和3年と令和5年を拝見しますと、ほとんど同じような項目が並んでおります。そういったほとんど同じような項目が並んでいるというのと、ほとんどの項目で利用増に努めます、ですとか、達成したのかどうか非常に分かりづらい項目になっておりますので、来年、報告を拝見するときには、どういった計画に対して、どういった達成ができた、そういった計画書を来年見られることを楽しみにしております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。5番 光根正宣議員、27番 坂平末雄議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和5年第4回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 2時58分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	江口 徹	15番	永末 雄大
2番	兼本 芳雄	16番	土居 幸則
3番	深町 善文	17番	吉松 信之
5番	光根 正宣	18番	吉田 健一
6番	奥山 亮一	19番	田中 博文
7番	藤間 隆太	20番	鯉川 信二
8番	藤堂 彰	21番	城丸 秀高
9番	佐藤 清和	22番	秀村 長利
10番	田中 武春	23番	小幡 俊之
11番	川上 直喜	25番	上野 伸五
12番	田中 英美	26番	瀬戸 元
13番	田中 裕二	27番	坂平 末雄
14番	金子 加代	28番	道祖 満

(欠席議員 2名)

4番	赤尾 嘉則
24番	守光 博正

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

教育長 武井 政一

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 林 利恵

都市建設部次長 臼井 耕治

都市建設部次長 中村 章

企業局次長 今仁 康

財政課長 松本 一男

スポーツ振興課長 瀬尾 善忠

子育て支援課長 斎藤 浩

土木管理課長 榎迫 博史

文化課長 坂口 信治

企業管理課長 田中 善広

上水道課長 大庭 宗嗣

